

公益社団法人福知山市文化協会 倫理規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人福知山市文化協会（以下「本会」という。）の役員及び会員並びに職員（以下「会員等」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本会の目的、事業遂行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 会員等の範囲は次のとおりとする。

- （1）役員 定款第19条に規定する理事・監事
- （2）会員 定款第5条に規定する正会員・賛助会員及び特別会員
- （3）職員 事務局職員

（基本的責務）

第3条 会員等は、定款第3条に規定する目的を達成するため、その使命にふさわしい高い倫理と社会的な良識をもって、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

（遵守事項）

- 第4条 会員等は、暴力、セクシャル・ハラスメント、飲酒運転などの行為を絶対に行ってはならない。
- 2 会員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
 - 3 会員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要してはならない。
 - 4 会員等は、協会の業務の執行上知り得た機密情報及び個人情報等を漏えいし、又は、自己のために利用してはならない。
 - 5 会員等は、自らの社会的立場を認識して、常に自らを厳しく律し、協会の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。

（罰則）

- 第5条 会員又は役員が本規程に違反し、その程度が重大であるときは、定款第9条の規定による除名の対象とする。
- 2 職員が本規程に違反したときは、違反の程度に応じて懲戒する。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

第1条 この規程は公益社団法人福知山市文化協会の設立の登記の日から施行する。